

働き方改革部会の設置及び部会開催スケジュール

■ 働き方改革部会の設置について

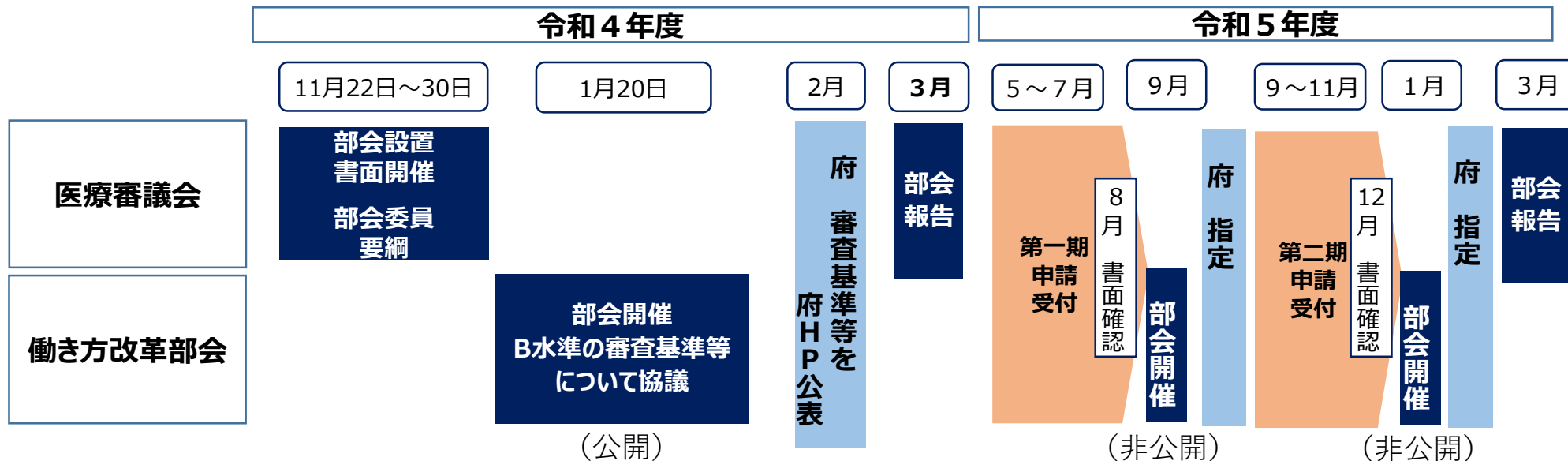
改正医療法に基づき、医師に対する時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から適用が開始される。

当制度において、一定の要件を満たす医療機関については、予め医療審議会の意見を聴いた上で、都道府県から特定労務管理対象機関として指定を受けた場合には、年間の時間外労働時間の上限規制が緩和される。

この指定業務を円滑に遂行するため、医療審議会に働き方改革部会を令和4年11月に設置。

第1回部会を令和5年1月20日に開催し、令和5年度から指定業務を開始するにあたっての指定要件や審査基準について協議。

■ 部会開催スケジュール



■ 指定を受けるには、次の①～④の要件を全て満たす必要あり

① 業態

水準	法令上の要件	審査基準等
B	<ul style="list-style-type: none"> ■ 三次救急医療機関 ■ 二次救急医療機関 <ul style="list-style-type: none"> ・救急車受入台数1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500 件以上 ・医療計画において5 疾病5 事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関 ■ 居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関 ■ 地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機能強化型在宅療養支援病院／診療所の単独型 ■ 特定機能病院 ■ 地域医療支援病院 ■ 総合／地域周産期母子医療センター ■ 小児中核病院 又は 小児地域医療センター ■ 新生児診療相互援助システム(NMCS)の基幹病院 若しくは 産婦人科診療相互援助システム(OGCS)の基幹病院、準基幹病院 又は 最重症合併症受入協力医療機関 ■ がん診療連携拠点病院（国指定） ■ 大阪府精神科救急医療システムに参画し、救急拠点、緊急措置対応又は合併症支援のいずれかに概ね週1回以上、輪番を受け持つ病院 ■ 地域医療介護総合確保基金事業区分VIの対象医療機関（次のいずれかに該当） <ul style="list-style-type: none"> ▪ 脳卒中治療において、急性期脳卒中加算年間25件以上 ▪ 急性心筋梗塞などの治療件数年間60件以上 ▪ 高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関 ▪ 「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び緊急措置入院の対応を年間12件（月平均1件）以上行っている精神科医療機関 ▪ 児童精神科を行う医療機関 ■ その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関
連携 B	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域の医療提供体制の確保のために医師の派遣を行う医療機関 	<審査基準を設けず、申請医療機関を個別に審査>
C-1	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基幹型・協力型臨床研修病院 ■ 専門研修基幹・連携施設 	<審査基準を設けず、法令どおり>
C-2	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定高度技能を有する医師を育成するための研修を行う医療機関 	<審査基準を設けず、法令どおり>

府HPで案を公表中

② 勤務実態

・36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在する 等

③ 労働時間短縮の取組・体制整備等

・労働時間短縮計画を作成し、評価センターの評価を受審済である
 ・必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されている 等

④ 法令違反

・労働法制に係る違反、その他の措置がない。